

平成29年 8月

年金受給者の皆さまへ

日本金属企業年金基金

個人情報等の開示受付について（再掲）

本年5月の改正個人情報保護法等の全面施行を受け、「個人情報保護管理規程細則」

（開示等受付方法）を改定しましたので、再掲いたします。

なお、「特定個人情報保護管理規程細則」及び開示関連書式についても再掲していますが、

内容に変更はございません。

以上

個人情報保護管理規程細則(開示等受付方法)

(目的)

第1条 本細則は、個人情報保護管理規程(以下「規程」という。)第27条から第30条までに定める本人からの当該本人を識別する個人データについての開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は消去(以下「開示等」という。)の求めの受付方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、規程に定めるところによる。

(開示等の受付方法)

第3条 本人もしくはその代理人は、日本金属企業年金基金(以下「基金」という。)に対して当該本人を識別する個人データについての開示等を求めるときには、別紙1に定める様式(以下「申出書」という。)に必要事項を記載し、実施事業所の事業主を経由し、第6条に定める基金の個人情報に関する相談窓口に提出するものとする。また、代理人が当該本人を識別する個人データについての開示等の請求を行う場合は、別紙2に定める様式(以下「委任状」という。)及び当該代理人の身分証明書の写しを添付するものとする。

(結果通知)

第4条 基金は、前条の申出書を受理した場合は、速やかに、当該本人を識別する個人データに関して、申出書に記載された対応の要望を検討し、対応した場合はその内容、対応しない旨の決定を行った場合(一部対応しない旨を決定した場合を含む。)はその理由を別紙3に定める様式にて、申し出た本人もしくは代理人に通知する。

(費用の徴収)

第5条 開示等に係る手数料は、0円(無料とする)。

(相談窓口)

第6条 基金の個人情報に関する相談窓口は以下とする。

東京都港区芝5-30-7 日本金属企業年金基金 事務局

附 則

本規程は、平成29年 6月30日に施行し、平成29年 5月30日より適用する。

【改定履歴】

平成18年 1月 1日 制定、施行

平成26年 7月 1日 改定、施行

第6条 相談窓口住所変更(事務所移転による)

旧：「東京都板橋区舟渡4-10-1」 新：「東京都港区芝5-30-7」

平成29年 6月30日 改定、施行 適用：平成29年 5月30日から

個人情報管理規程変更に伴う改定

特定個人情報保護管理規程細則(開示受付方法)

(目的)

第1条 本細則は、特定個人情報保護管理規程(以下「規程」という。)第28条第2項に定める加入者等からの開示等の求めの受付方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、規程に定めるところによる。

(開示等の受付方法)

第3条 加入者等もしくはその代理人は、基金に対して開示等を求めるときには、別紙1に定める様式(以下「申出書」という。)に必要事項を記載し、実施事業所の事業主を経由し、第6条に定める基金の特定個人情報保護相談窓口に提出するものとする。また、代理人が開示等の請求を行う場合は、別紙2に定める様式(以下「委任状」という。)及び当該代理人の身分証明書の写しを添付するものとする。

(結果通知)

第4条 基金は、前条の申出書を受理した場合は、速やかに、当該個人データに関して、申出書に記載された対応の要望を検討し、対応した場合はその内容、対応しない旨の決定を行った場合(一部対応しない旨を決定した場合を含む。)はその理由を別紙3に定める様式にて、申し出た加入者等もしくは代理人に通知する。

(費用の徴収)

第5条 基金は開示等をする場合は、開示手数料を徴収しない。

(相談窓口)

第6条 基金の特定個人情報に関する相談窓口は以下のとおりとする。
東京都港区芝5-30-7 日本金属企業年金基金 事務局

附 則

この細則は、平成28年 1月 1日から施行する。

別紙2

委任状

私は、日本金属企業年金基金の保有する
・ 個人情報 の
・ 特定個人情報 (注:いずれかに○)

- ・開示 ・訂正 ・追加 ・削除 ・利用の停止 ・消去 ・第三者提供の停止

(注:いずれかに○)

に関する請求の代理人として を選任します。

年 月 日

加入者番号 ・ 受給権者番号
(いずれかに○) _____

住所 〒 _____

氏名 _____ 印

別表3

結果通知

日本金属企業年金基金

年 月 日付で請求のあった ・個人データ の開示等の申し出に対しては、
 以下のとおり回答します。 ・特定個人情報 (注:いずれかに○)

本人氏名	
加入者番号 又は 受給権者番号	[加入者番号・受給権者番号]
請求内容 (いずれか○)	開示 ・ 訂正 ・ 追加 ・ 削除 利用の停止 ・ 消去 ・ 第三者提供の停止
決定内容 (いずれか○)	開示等を行う ・ 一部開示等を行う 開示等を行わない
開示等を行う場合はその内容・行わない場合(一部行わない場合を含む)はその理由	
回答日	年 月 日
回答者	